

学校職員の懲戒処分について（令和6年11月教育委員会定例会）（議案第33号関係）

No.	1
処分年月日	令和6年11月18日
処分の種類	免職
処分の理由	酒気帯び運転 (事件・事故の概要) 被処分者は、令和6年9月15日（日）午前1時00分頃、酒気を帯びて普通乗用自動車を運転し、久慈市内のコンビニエンスストア駐車場に駐車したところ、同人の車両を追尾していた警察官から職務質問を受け、呼気検査が行われた結果、基準値を超える呼気アルコール濃度が検出され、検挙された。 この行為は、道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反するものである。
事件発生年月日	令和6年9月15日（日）
被処分者の氏名	戸高 勝
被処分者の年齢	40歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	岩手県立久慈東高等学校
被処分者の職	教諭
備考	